

すべての子どもたちが笑顔で成長していくために

令和8年度 湖南省市

- ・保育園
- ・認定こども園(長時部)
- ・小規模保育施設

入園案内



※令和8年4月～令和9年3月入園

※必ず案内をお読みになり、内容を確認したうえで、お申し込みください。

申込受付期間 **9月1日(月)～24日(水)**

原則、**郵送**でのみ受付させていただきます。

※この申込期間内に申し込みをされた方を優先して利用(入園)調整を行います
期日厳守でお申し込みください。(9月24日当日消印有効)

※利用(入園)申し込みの際は、以下の書類を揃えて返信用封筒にて送付してください。

- ☐ 施設型給付費・地域型保育給付費特定教育・保育給付認定申請書
- ☐ 就労証明書(保護者の方分) * 兄弟・姉妹がおられる方はコピーして添付してください
- ☐ 保育所等利用希望申込書
- ☐ 保育の選考基準表(該当するところに○をつけてください)
- ☐ 3歳以上児面接用紙(面接については入園決定後、各園から連絡して行います)
(3歳未満児は提出不要)
- ☐ 求職活動をするものの誓約書(保育を希望する事由を求職活動中とされた方)

不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

湖南省市こども未来応援部幼児施設課

湖南省市石部中央一丁目1番3号 TEL:0748(76)4703

令和7年9月「令和8年度園児募集」

* 内容は随時更新する場合があります

目次

1. 申し込みについて.....	p. 1
2. 申し込み～入所までの流れ.....	p. 2
3. 入所申し込み等における個人番号(マイナンバー)記入について	
4. 認定区分.....	p. 3
5. 利用施設の種別	
6. 保育の必要性の認定基準(理由／必要量／期間).....	p. 4
7. 保育の必要性が確認できる書類.....	p. 5
8. 利用調整(入園)の決定について.....	p. 6
9. 湖南市の認可施設一覧表.....	p. 7
10. 各施設の開所時間について.....	p. 8
11. 土曜日の合同保育について	
12. 延長保育について.....	p. 9～10
13. 利用者負担(保育料)について	p. 11
14. 保育園保育料徴収金額表.....	p. 12
15. よくあるお問合せ	p. 13
16. 認可施設マップ.....	p. 14

1. 申し込みについて

■利用(入園)申し込みのできる児童

- * 保育の必要性の認定基準(4ページ)に該当し、入園日現在で湖南省に住民登録をしている児童
- * 出産予定や育児休業から復帰される予定の方、湖南省に転入を予定されている方等も受け付けています。
4月当初ではなく令和8年度の途中に入園を希望される方も申し込みをしてください。
- * 令和7年度に入園申し込みをしていて現時点で待機中の方で、令和8年度4月からも引き続き入園を希望される方は再度申し込んでください。

■申し込みに必要な書類

- * 申請書の作成・・・記入例を参考に正確に記入してください。
- * 保育の必要性が確認できる書類・・・5ページに記載している書類を、児童1人につき保護者それぞれ分を提出してください(きょうだいで申請をする場合はそれぞれに書類が必要です)
- * その他、表紙に記載している書類を提出してください。

■申し込み方法

郵送でのみ受け付けます。返信用封筒に申し込み書類一式を同封し、幼児施設課に送付してください。

幼児施設課で受け付けした後「受付通知はがき」を送付します。申請書類を投函したのに「受付通知はがき」が届かない場合は、幼児施設課(TEL:0748-76-4703)までご連絡ください。

■申し込み期間

令和7年9月1日(月)～9月24日(水)当日消印有効

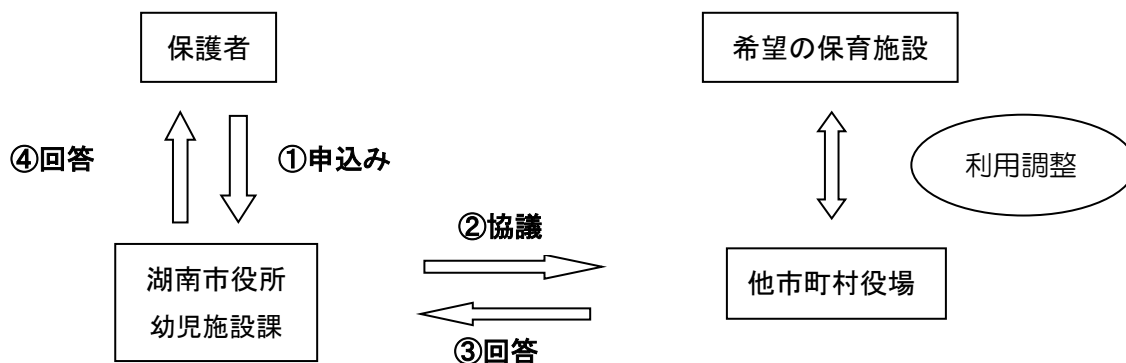
- * 9月25日(木)以降となった場合は、2次調整からの対象となります。

■事情により湖南省以外の保育園等の利用(入園)を希望される場合(広域入所)

湖南省に在住している児童が、他市町村の保育園へ入園するためには、保護者が利用希望市町村で勤務している等の条件があります。また、広域入所の期間は最大で当該年度中となるため、次年度も引き続き同じ施設を希望する場合でも、毎年申し込みが必要です。

なお、広域入所は入所先市町村の回答により利用決定となるため、引き続き申し込みをされても入園できないこともありますので、特別な事情がない限り、できるだけ湖南省の保育園等に申し込みをしてください。

<広域入所の流れ>



※保護者様への通知時期(④回答)は、3月頃になるのが一般的です

2. 申し込み～入所までの流れ

令和7年9月1日～24日	令和8年度入所申し込み(支給認定申請)
令和7年10月～12月	入所調整(一次) 申し込み受付期間を過ぎてからの申し込み分については令和8年1月以降 順次入所調整を行います。
令和7年12月中旬	入所の内定通知書と支給認定証の交付 ・入所が内定した方には内定通知書と支給認定証を交付します。 ・入所できない方には不承諾通知書を交付します。 ※通知書交付前のお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。
令和8年1月～2月	入所施設の説明会、面接など ・施設により日程は異なります。入所説明会の案内は幼児施設課を経由して 案内する場合と直接施設から案内する場合があります。
令和8年3月下旬	利用者負担額(保育料)通知書の交付

3. 入園申し込み等における個人番号(マイナンバー)記入について

子ども・子育て支援法施行規則により、保育園等入所申込書(兼支給認定申請書)に入所希望児の保護者(父・母とも)の個人番号の記入が必要です。記入もれのないようご注意ください。
個人番号は、保育料算定・徴収および支給認定にかかる事務においてのみ使用します。

4. 認定区分

■施設を利用するための支給認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子どもで教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園(短時部)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の労働など家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども	・保育園 ・認定こども園(長時部)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の労働など家庭で必要な保育を受けることが困難な子ども	・保育園 ・認定こども園(長時部)

■保育の必要量に応じた区分(就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。)

2号認定、3号認定を受ける人は保育の必要量によりさらに「**保育標準時間**」か「**保育短時間**」に区分され、利用できる時間が異なります。

保育標準時間認定 フルタイム就労を想定した利用時間
(最長11時間、原則就労時間が月間120時間以上)

保育短時間認定 パートタイム就労を想定した利用時間
(8時～16時以内の最長8時間、月間64時間以上)

5. 利用施設の種別

■保育園

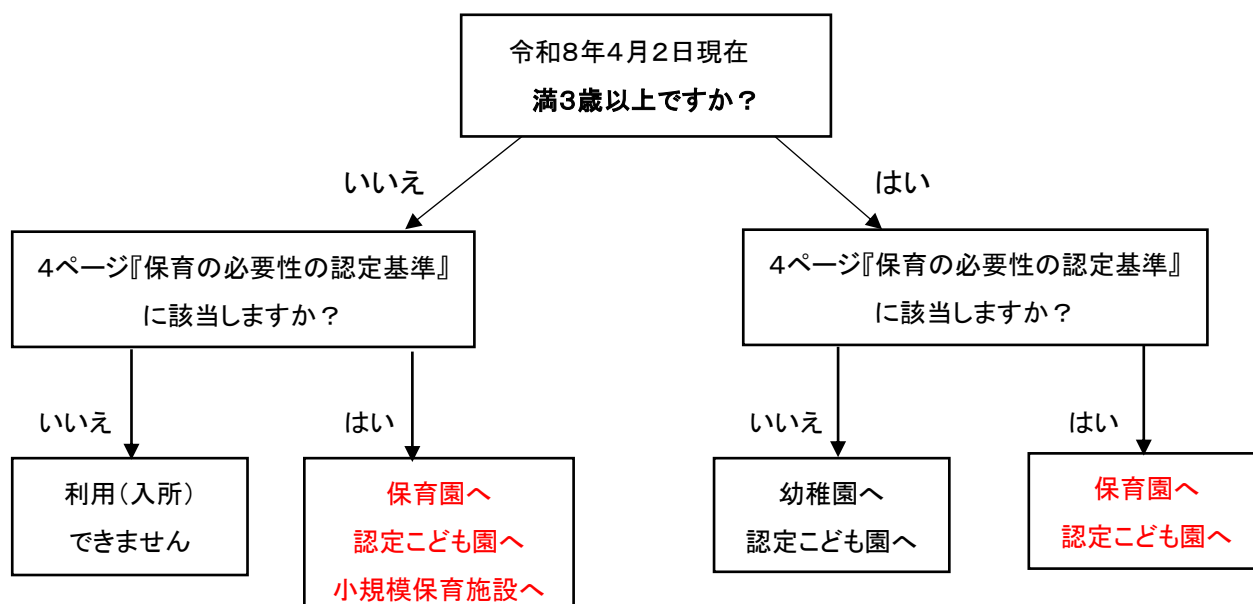
就労等のため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

■認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。長時部は3歳未満児には保育を、3歳以上児には教育・保育を実施します(長時部は保育の要件で認定を受けた場合に利用できます)

■小規模保育施設

定員6名～19名の家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。



6. 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定については以下の基準に基づき認定を行います。

認定に必要な書類は5ページをご覧ください。

◎保育認定(2号または3号)を希望する場合は下表のいずれかに該当する必要があります。

保育必要事由	内容 (家庭での保育が困難な理由)	保育必要量	認定期間
就労 (月間120時間以上)	保護者の労働が常態であること (居宅内労働も含む)	標準時間	就労している期間
就労 (月間64時間～120時間)		短時間	
妊娠・出産	保護者が妊娠中であるかまたは出産後間もないこと	申請内容により決定	出産予定日の2ヶ月前 出産後の6ヶ月
障がい・疾病	保護者の病気等(疾病、負傷、または精神、身体に障がいがあること)	申請内容により決定	当該事由で保育が必要となる期間
介護・看護	同居の親族等が長期入院している等で、常時介護・看護していること(当該保育の必要な子ども以外の子どもの看護も含む)	申請内容により決定	介護・看護を必要とする期間
災害復旧	地震、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	標準時間	復旧期間
求職活動	保護者が求職活動を行っていること (起業準備も含む)	短時間	3か月
就学 (月間120時間以上)	保護者が就学をしていること(職業訓練校等における職業訓練も含む)	標準時間	在学している期間
就学 (月間64時間～120時間)		短時間	
虐待・DV	児童虐待がある、もしくはそのおそれがある。または配偶者からの暴力で避難している等	標準時間	申請内容により必要と認められる期間
その他	上記に類する状態として市が認める場合	申請内容により決定	申請内容により必要と認められる期間

* 上記以外の理由で保育が必要な場合は、ご相談ください。

* 集団を経験させたいという理由では、保育を必要とする要件にはなりません。

◎優先利用

ひとり親家庭や保護者に病気や障がいがある等の場合は、利用を優先的に調整させていただく場合があります。

7. 保育の必要性が確認できる書類

◎保育の必要性を確認するために、以下の書類を提出してください。

保育必要事由	保育を必要とする証明書類（★市所定の様式があります）
就労(会社員等)	・就労証明書★ ※証明日のないものは無効です ※申請書類の提出日より3か月以内に証明されたものを有効とします
就労(自営業等)	・就労証明書★ ・個人事業主である証明書の写し ① 事業所得のある直近の「確定申告書」の写し ② 「開業届」の写し いずれか1つ
妊娠・出産	出産予定日がわかるもの ・「母子手帳」の写し ※出産予定日がわかるページ ・医療機関で発行された「出産予定証明書」 いずれか1つ
障がい・疾病	・医師の診断書★ ・「障害者手帳」の写し ・「精神障害者保健福祉手帳」の写し ・「療育手帳」の写し いずれか1つ
介護・看護	・介護・看護を要する方の医師の診断書★ ・「障害者手帳」の写し ・「要介護認定証」の写し+「介護ケアプラン」の写し いずれか1つ
災害復旧	・「罹災証明書」の写し ・「被災証明書」の写し いずれか1つ
求職活動	・求職活動をすることについての誓約書★
就学	・就学証明書★
虐待・DV	・児童相談所や警察署からの通知書類
その他	市が必要とする書類

- ・保育を必要とする証明書類は保護者のいずれも提出してください。
- ・求職活動の方は認定期間3か月の間に求職活動を行い、就労先が決まったら早急に就労証明書を持参し認定変更の手続きにお越しください。**認定期間内に提出がないと、退園になります。**
- ・きょうだいで申し込みをする場合は、2人目以降はコピーでも可(コピーした書類を添付してください)
- ・証明書類(診断書を除く)は3か月以内に証明されたものを有効とします。

(例)申請書の提出日が9月1日～24日の場合

6月以降に証明された書類 ➡ 有効

5月以前に証明された書類 ➡ 無効

- ・**診断書(市様式があり)**は直近1ヶ月の証明日のものを提出してください。

8. 利用調整(入園)の決定について

■審査について

保育の必要性の認定等を行い、優先度等による利用(入園)施設の調整を行います。4ページの保育の必要性の認定にかかわる事由をご覧ください。申し込み多数の場合や施設の状況等により入園できないことや希望施設に入園できないことがあります。

*「利用を希望する施設」の欄は通園が可能な保育園等を第3希望までご記入ください。

* 年齢により設備等の基準が異なります。そのため施設の定員に満たない場合であっても、入園できないことがあります。

■利用(入園)調整の結果の通知について

支給認定証の交付と利用調整結果の通知は令和7年12月末日までに保護者宛に発送します。

* 新年度の年度途中に入園される予定の人は、入園が決定次第通知書を発送します。入園決定(承諾)の通知は、入園予定月の前月末日頃に発送する予定です。申し込み後、市外転出等により入園を辞退される場合は、速やかに幼児施設課へご連絡ください。

* 定員超過等の理由で入園できない場合は、原則待機となります。

待機となった場合は、毎月初旬に実施予定の「途中入園検討会議」にて入園の検討を行い、入園が可能となった時点で連絡をします。

* 入園できない場合で育児休業等延長のために「不承諾通知」を希望される人は、幼児施設課までご連絡ください。

* 利用調整決定後において、申し込み内容等に事実と相違がある場合は、入園を取り消すことがあります。

■利用(入園)調整決定後の予定と提出書類について

* 令和8年2月頃に新入園児を対象に、各施設で面接と入園前の説明会を行います。説明内容に同意をしていただいてから各施設と契約(利用決定)をしていただきます。

* 令和7年1月1日時点で湖南省に住所がない方は、マイナンバーの情報連携で所得情報を入手しますが、情報連携ができなかった場合には保護者の方の令和7年度課税(非課税)証明書(所得割・均等割課税額の記載されたもの)を追加でご提出いただく場合があります(※申し込み時の提出は不要です)

■年度途中での利用(入園)申し込みについて

令和8年4月以降も随時、幼児施設課にて途中入園の受付を行っています。利用(入園)希望月の前々月までに提出書類をそろえて申し込んでください。

(例) 令和8年7月入園希望 ➡ 令和8年5月末までに申込書類一式を提出

* 受付場所: 幼児施設課(石部保健センター) * 受付時間: 午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日を除く)
毎月初旬に実施予定の「途中入園検討会議」にて検討を行い、入園可能となった時点で連絡します。面接等は入園決定後に行います。

■認定基準の変更について(認定変更の手続きは前月25日まで(25日が土、日、祝の場合は前日か前々日))

* 申し込み後や在園中に世帯の変更、認定基準の変更が生じた場合は、認定変更の手続きが必要となるので必ず幼児施設課に連絡ください。認定変更は手続きをした月の翌月からの変更となります。年度途中で就労先が変わる場合はその都度、就労証明書を提出してください。

* 認定基準の変更によっては入園期間や保育時間が変更となる場合があります。

9. 湖南省の認可施設一覧

■保育園

施設名	受入年齢	利用定員	施設所在地	運営主体
三雲くじら保育園	3か月～5歳	140名	三雲1168番地1	(社)くじら
甲西あかつき保育園	産休明け～5歳	90名	柑子袋1089番地1	(社)あかつき会
あしほ乳児保育園	産休明け～2歳	30名	柑子袋西三丁目6番8号	(社)芦穂会
石部保育園	9か月～5歳	130名	石部中央三丁目9番20号	湖南省
京進のほいくえん HOPPA菩提寺西	6か月～5歳	70名	菩提寺西三丁目11番36号	(株)こころざし
京進のほいくえん HOPPA湖南水戸	6か月～5歳	90名	梅影町2番地6	(株)HOPPA

■認定こども園

施設名	受入年齢	利用定員※	施設所在地	運営主体
平松こども園	9か月～5歳	155名	平松268番地	湖南省
認定こども園 阿星あかつき保育園	産休明け～5歳	105名	石部南五丁目1番地1	(社)あかつき会
京進のこどもえん HOPPA石部	6か月～5歳	70名	宮の森一丁目1番地1	(社)こころざし
菩提寺くじらこども園	3か月～5歳	110名	菩提寺1113番地	(社)くじら
菩提寺優愛保育園モンチ	4か月～5歳	60名	菩提寺東三丁目8番8号	(社)モンチ優愛会
認定こども園 ひかり幼稚園	3歳～5歳	30名	菩提寺328番地278	(学)光星学園
岩根こども園	9か月～5歳	136名	岩根2225番地	湖南省
認定こども園 水戸幼稚園	6か月～5歳	90名	日枝あおい1番地	(学)光星学園
下田こども園	9か月～5歳	120名	下田2224番地	湖南省
(仮)認定こども園 SHION	6か月～5歳	63名	梅影町3番地1	(社)愛心会

※2. 3号定員

■小規模保育施設

施設名	受入年齢	利用定員	施設所在地	運営主体
京進のほいくえんHOPPA 甲西駅園	6か月～2歳	19名	中央五丁目168番地 甲西中央ビル202号室	(株)HOPPA
サンライズキッズ保育園湖 南石部園	4か月～2歳	19名	石部中央二丁目1番10号	(株)エクシオジャパン
あったか保育室つぼみ	6か月～2歳	10名	石部東七丁目3番18号	NPO法人わあく
京進のほいくえんHOPPA 湖南岩根園	6か月～2歳	19名	岩根850番地1	(株)HOPPA

10. 各施設の開所時間について

■ 保育園

施設名	月～金	土	施設名	月～金	土
三雲くじら保育園	7:00～19:00 短時間(8:00～16:00)		石部保育園	7:30～18:30 短時間(8:00～16:00)	※2
甲西あかつき保育園	7:15～19:15 短時間(8:00～16:00)	※1	京進のほいくえん HOPPA菩提寺西	7:00～19:00 短時間(8:30～16:30)	7:00～18:00
あしほ乳児保育園	7:30～18:30 短時間(8:00～16:00)	7:30～18:30	京進のほいくえん HOPPA湖南水戸	7:00～19:00 短時間(8:00～16:00)	7:30～18:30

■ 認定こども園

施設名	月～金	土	施設名	月～金	土
平松こども園	7:30～18:30 短時間(8:00～16:00)	※2	認定こども園 ひかり幼稚園	7:30～18:30 短時間(8:30～16:30)	※3
阿星あかつき保育園	7:30～19:00 短時間(8:00～16:00)	7:15～18:30	岩根こども園	7:30～18:30 短時間(8:00～16:00)	
京進のこどもえん HOPPA石部	7:00～19:00 短時間(8:30～16:30)	7:00～18:00	認定こども園 水戸幼稚園	7:00～19:00 短時間(8:00～16:00)	7:30～18:30
菩提寺くじらこども園	7:00～19:00 短時間(8:00～16:00)		下田こども園	7:30～18:30 短時間(8:00～16:00)	※2
菩提寺優愛保育園 モンチ	7:30～19:30 短時間(8:30～16:30)	8:00～17:00	(仮)認定こども園 SHION	7:30～19:00 短時間(8:00～16:00)	

■ 小規模保育施設

施設名	月～金	土	施設名	月～金	土
京進のほいくえん HOPPA甲西駅園	7:00～19:00 短時間(8:30～16:30)	※4	あつたか保育室つぼみ	8:00～18:30 短時間(8:30～16:30)	8:00～17:00
サンライズキッズ保育園 湖南石部園	7:30～19:00 短時間(8:30～16:30)		京進のほいくえん HOPPA湖南岩根園	7:00～19:00 短時間(8:30～16:30)	※4

※1土曜日は阿星あかつき保育園で合同保育

※3土曜日は認定こども園水戸幼稚園で合同保育

※2土曜日は岩根こども園で合同保育

※4土曜日は京進のほいくえんHOPPA湖南水戸で合同保育

給食については、土曜日等提供がない日もあります。詳細は各施設へお問合せください。

11. 合同保育で土曜保育を実施している施設

実施施設名	時間	対象児
阿星あかつき保育園	7:15～18:30	阿星あかつき保育園、甲西あかつき保育園に通園する園児
岩根こども園	7:30～18:30	岩根こども園、下田こども園、平松こども園、石部保育園に通園する園児
認定こども園水戸幼稚園	8:30～16:30	水戸幼稚園、ひかり幼稚園に通園する園児
京進のほいくえんHOPPA湖南水戸	7:30～18:30	HOPPA湖南水戸、HOPPA甲西駅園、HOPPA湖南岩根園に通園する園児

保育園等での土曜保育を希望される場合、事前の申し込みが必要です。保護者の勤務、通勤時間等申請内容を確認させていただきます。

詳細につきましては各施設へお問合せください。

12. 延長保育について

■ 保育園

施設名	区分	時間	利用料
三雲くじら保育園	標準時間	7:00～7:30／18:30～19:00	300 円／30 分
	短時間	7:00～8:00／16:00～18:00	300 円／30 分
甲西あかつき保育園	標準時間	18:30～19:15	100 円／15 分
	短時間	7:15～8:00／16:15～19:15	100 円／15 分
あしほ乳児保育園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:00／16:00～18:30	150 円／30 分
石部保育園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:00／16:00～18:30	100 円／60 分
京進のほいくえんHOPPA菩提寺西	標準時間	18:00～19:00	3 歳未満児 500 円／30 分
	短時間	7:00～8:30／16:30～18:00	3 歳以上児 300 円／30 分
京進のほいくえんHOPPA湖南水戸	標準時間	7:00～7:30／18:30～19:00	3 歳未満児 500 円／30 分
	短時間	7:00～8:00／16:00～18:30	3 歳以上児 300 円／30 分

■ 認定こども園

施設名	区分	時間	利用料
阿星あかつき保育園	標準時間	18:30～19:00	100 円／15 分
	短時間	7:30～8:00／16:30～18:30	100 円／15 分
平松こども園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:00／16:00～18:30	100 円／60 分
京進のこどもえんHOPPA石部	標準時間	18:00～19:00	3 歳未満児 500 円／30 分
	短時間	7:00～8:30／16:30～18:00	3 歳以上児 300 円／30 分
菩提寺くじらこども園	標準時間	7:00～7:30／18:30～19:00	300 円／30 分
	短時間	7:00～8:00／16:00～18:00	300 円／30 分
菩提寺優愛保育園モンチ	標準時間	18:30～19:30	3 歳未満児 150 円／15 分
	短時間	7:30～8:30／16:30～18:30	3 歳以上児 100 円／15 分
認定こども園ひかり幼稚園	標準時間	*	
	短時間	7:30～8:30／16:30～18:30	200 円／60 分
岩根こども園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:00／16:00～18:30	100 円／60 分
認定こども園水戸幼稚園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:30／16:30～18:30	3 歳未満児 400 円／60 分 3 歳以上児 200 円／60 分
下田こども園	標準時間	*	*
	短時間	7:30～8:00／16:00～18:30	100 円／60 分
(仮)認定こども園SHION	標準時間	18:30～19:00	3 歳未満児 500 円／30 分
	短時間	7:30～8:00／16:00～19:00	3 歳以上児 300 円／30 分

■小規模保育施設

施設名	区分	時間	利用料
京進のほいくえんHOPPA甲西駅園	標準時間	18:00～19:00	500 円／30 分
	短時間	7:00～8:30／16:30～18:00	500 円／30 分
サンライズキッズ保育園湖南石部園	標準時間	18:30～19:00	500 円／30 分
	短時間	7:30～8:30／16:30～19:00	500 円／30 分
あったか保育室つぼみ	標準時間	18:30～19:00	500 円／30 分
	短時間	8:00～8:30／16:30～19:00	500 円／30 分
京進のほいくえんHOPPA湖南岩根園	標準時間	18:00～19:00	500 円／30 分
	短時間	7:00～8:30／16:30～18:00	500 円／30 分

13. 利用者負担(保育料)について

■利用者負担(保育料)の算定について

保育料は、児童と生計を共にしている保護者等(祖父母が生計の主宰者である場合は祖父母も含む)の市町村民税課税額の合計によって計算されます。

* 生計の主宰者とは同居している(別居の場合は生計を共にしている)入園児童の扶養義務者のうち、下記により総合的に勘案します。

入園児童を健康保険等において扶養家族としている場合
世帯において最多収入、最多納税の者である場合
その他、主宰者である事実確認ができる場合

* 算定の際、「住宅ローン控除(住宅借入金特別控除)」および「ふるさと納税(寄付金控除)」の減額はされず、市町村民税所得割額に含まれます。

* 転入等で課税額の算定に必要な資料が不明な場合や、市町村民税の申告がない等で課税額の確認ができない場合は利用者負担額を最高額で決定することがあります。

■利用者負担(保育料)の決定について

0歳から2歳までの子ども(3号認定)

令和8年4月～8月の保育料は令和7年度(令和6年度中の収入)市町村民税課税額

令和8年9月～令和9年3月の保育料は令和8年度(令和7年度中の収入)の市町村民税課税額によって決定する予定です。

令和8年度利用者負担額(保育料)											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度市町村民税額					令和8年度市町村民税						

3歳以上の子ども(2号認定)

0円(令和元年(2019年)10月～幼児教育・保育の無償化)、給食費は別途徴収(無償化の対象外)

* 保育園、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までのすべての子どもの利用者負担(保育料)は無料です。

■その他諸費について

園児の活動に必要な教材費など、別途徴収される費用もございます。詳細につきましては各施設の入園案内や入園説明会でご確認ください。(無償化の対象外)

■利用者負担(保育料)の納付について

* 保育料の納付は、金融機関からの口座振替をお願いします。

振替日は毎月月末です(月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日となります)

* 入園される保育園等により一部徴収締め日等が異なります。

* 入園後、家庭の事情等により保育料の納付が困難となった場合は、必ず幼児施設課までご相談ください。

■利用者負担(保育料)の滞納について

保育料は、日々の良好な保育を実施するため、保育にかかる費用の一部を保護者の方に負担していただくものです。納付が滞ることがないよう、ご注意ください。

滞納された場合には、お勤め先への給与の照会・差し押さえ等の滞納処分をさせていただく場合は、新年度の保育認定を保留にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

14. 保育園保育料徴収金額表

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料【利用者負担額（月額）】									
階 層	定 義	子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育必要量の認定区分									
		3号認定子ども（0～2歳児クラス）						2号認定子ども（3～5歳児クラス）			
		標準時間			短時間			標準時間		短時間	
		（参考） 国の基準額	保育料月額 ※1	多子世帯減免 （3人目以降） ※3	（参考） 国の基準額	保育料月額 ※1	多子世帯減免 （3人目以降） ※3	（参考） 国の基準額	保育料月額 ※1	（参考） 国の基準額	保育料月額 ※1
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3階層	市町村民税所得割非課税世帯	19,500	11,000 (5,500) ※2	0	19,300	10,400 (5,200) ※2	0	0	0	0	0
第4階層	市町村民税所得割額48,600円未満の世帯	19,500	14,000 (7,000) ※2	0	19,300	13,200 (6,600) ※2	0	3歳～5歳児は保育料が全児童無償となりますが、別途施設が定める給食費等をお支払い頂きます。 ※市町村民税の状況や兄弟の有無等で免除される場合があります。対象者の方には別途、市から保護者宛に通知いたします。			
第5階層	市町村民税所得割額48,600円以上57,700円未満の世帯	30,000	22,000 (11,000) ※2	0	29,600	20,800 (10,400) ※2	0				
	市町村民税所得割額57,700円以上73,000円未満の世帯	30,000	22,000	0	29,600	20,800	0				
第6階層	市町村民税所得割額73,000円以上77,101円未満の世帯	30,000	30,000	0	29,600	28,400	0				
	市町村民税所得割額77,101円以上97,000円未満の世帯	30,000	30,000	0	29,600	28,400	0	0	0	0	0
第7階層	市町村民税所得割額97,000円以上130,000円未満の世帯	44,500	38,000	38,000	43,900	36,000	36,000	0	0	0	0
第8階層	市町村民税所得割額130,000円以上169,000円未満の世帯	44,500	44,500	44,500	43,900	42,200	42,200	0	0	0	0
第9階層	市町村民税所得割額169,000円以上301,000円未満の世帯	61,000	56,000	56,000	60,100	53,200	53,200	0	0	0	0
第10階層	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000	62,000	62,000	78,800	58,800	58,800	0	0	0	0
第11階層	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	104,000	67,000	67,000	102,400	63,600	63,600	0	0	0	0

※1：就学前までの範囲に子どもがいる世帯は、最年長の子どもを第一子、その下の子を第二子、さらにその下の子を第三子とし、順に保育料月額の全額、半額、0円とします。

※2：市町村民税所得割額57,700円未満の世帯は、※1に関わらず第二子は下段の（ ）内の金額とします。（多子カウント年齢制限なし）

※3：市町村民税所得割額97,000円未満の世帯は、※1に関わらず第三子以降の児童は、上の表（多子世帯減免）の金額（0円）とします。（多子カウント年齢制限なし）

15. よくあるお問合せ

(1) 申込み後にご家庭の都合により辞退(取り下げ)される場合

速やかに「辞退届」を提出してください。入園予定月の前月末までに「辞退届」の提出がなければ、保育料その他経費がかかりますので、ご注意ください。入園が決定する前や、不承諾(保留)となった場合においても速やかに「辞退届」を提出してください。

(2) 申込み後に入園を希望する施設を変更したい場合

原則、希望の施設を追加、変更することはできませんので、よくご検討のうえ、お申し込みください。

※転居等やむを得ない事情と市が認めた場合を除きます。

(3) 家族状況が変更になった場合

離婚または入籍をされる等、入園申込書に記入した内容に変更が生じた場合は、世帯の変更内容によっては手続きが必要です。変更が生じた場合は幼児施設課に連絡をしてください。

(4) 「就労」で入園の認定を受けているが、入園前に退職して就職先を探している場合

原則、入園の承諾は取り消しとなるので「辞退届」を提出してください。退職して就職先を探している場合は「求職活動」として再度申し込みをしてください。

(5) 有効期限のある書類を提出されている場合

就労証明書の雇用期間が有期の場合や診断書、障害者手帳等に有効期限が記載されている場合は、その有効期限までが認定期間となります。引き続き保育が必要となる場合は、更新後の書類と認定変更申請書を提出してください。

(6) 湖南市に転入の予定で入園承諾を受けたが、転入月が変更となる、または転入を取りやめた場合

入園月の1日現在において湖南市に住民票がないと施設は利用できません。速やかに幼児施設課に連絡をしてください。

(7) 施設の見学をしたい

直接各施設にお問合せください。「未就園児親子交流事業」を実施している施設もあるので、是非ご活用ください。

(8) 入園前に保育料の金額を教えてください

正確な金額をお伝えするため、保育料決定通知書がお手元に届くまでお待ちください。

4月入園の方は3月末までに通知いたします。5月以降の入園の方は、入園月の前月中旬以降に随時通知します。入園申し込みを検討している場合等で、事前に保育料を把握する必要がある場合は、保護者の方の身分証明書をご持参のうえ、幼児施設課の窓口までお越しください(電話ではお答えすることはできません)

(9) 入園ができないため、育児休暇の延長や育児休業給付金の支給申請手続きをする場合

「保育所における保育の実施が行われない事実を証明する書類等交付願い」を提出してください。交付願いは幼児施設課にあります。育児休業給付金の支給制度については令和7年4月から制度が改正されています。詳細については厚生労働省のホームページに掲載されていますので、そちらをご確認ください。

16. 認可施設マップ

●甲西北中学校区

菩提寺北小学校区…光星学園認定こども園ひかり幼稚園
菩提寺小学校区……認定こども園菩提寺優愛保育園モンチ
京進のほいくえん HOPPA菩提寺西
菩提寺くじらこども園
岩根小学校区……岩根こども園
京進のほいくえんHOPPA湖南岩根

▼日枝中学校区

下田小学校区・・・下田こども園
水戸小学校区・・・光星学園認定こども園水戸幼稚園
京進のほいくえんHOPPA湖南水戸
(仮)認定こども園SHION



■石部中学校区

石部小学校区……石部保育園
サンライズキッズ保育園湖南石部園
あったか保育室つぼみ
京進のこどもえんHOPPA石部

石部南小学校区…認定こども園阿星あかつき保育園

◇甲西中学校区

三雲小学校区……京進のほいくえんHOPPA甲西駅園
あしほ乳児保育園
甲西あかつき保育園
平松こども園
光星学園三雲幼稚園

三雲東小学校区…三雲くら保育園